

## 配分金収入に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入に対する所得税の取り扱いは、以下のとおりとなります。

会員が受け取る配分金は、所得税法上「雑所得」とされ、原則として所得税の対象となり、確定申告する必要があります。

雑所得は必要経費 55 万円が控除されますので、他の所得がまったくない会員は、基礎控除 48 万円が加わり 103 万円まで課税されません。

配分金の他に給与所得のある会員は、控除額に変更があります。(合わせて 55 万円)

### 【事例 1】 所得が配分金のみの場合

(配分金 - 必要経費 55 万円 - 基礎控除 48 万円 - その他の所得控除)

× 所得税率 = 申告納税額

### 【事例 2】 所得が配分金と公的年金等がある場合

{(配分金 - 必要経 55 万円) + (公的年金等 - 公的年金等控除額)

- 基礎控除 48 万円 - その他の所得控除} × 所得税率 = 申告納税額

※上記計算中、配分金 55 万円未満の場合、控除額は配分金相当の金額です。

※配分金には消費税額が含まれています。

※その他の所得控除は、社会保険料や各種保険料、医療費、扶養控除等があります。

※配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、税務署にお尋ねください。